

4月1日以降、離婚届を提出される際に、未成年の子がいる方へ

令和8年4月1日施行の民法改正により、離婚後の未成年の子の親権を父母が共同で行うことができるようになります。これに伴い離婚届の様式が変更となります。改正後の新様式の配付は、準備ができ次第になります。

未成年の子のいる方が令和8年4月1日以降に旧様式（未成年の子の氏名欄に共同親権の記載がないもの）で届出する場合は、「別紙」に記入のうえ離婚届と併せて届出をしてください。

「別紙」の添付がない協議離婚届の場合、窓口に当事者の二人が来庁していないと受付できません。

「別紙」の書き方とご注意

＊旧様式の離婚届の「未成年の子の氏名」欄及び右下のチェック欄への記入は不要です。

＊旧様式の離婚届及び「別紙」それぞれに夫妻の署名が必要です。

《記入例》

未成年の子の親権者を決めます。氏名でご記入ください。

協議で親権者を定めた場合、チェックしてください。

必ず本人が婚姻中の氏で自筆署名してください。押印は自由です。

該当する項目にチェックしてください。

未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子	春原 栞	父母の共同親権の場合
	父（夫）が親権を行う子	春原 柊羽	
	母（妻）が親権を行う子	春原 音希	単独親権の場合、親権を行う方に記入
	親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子		
(協議離婚で親権者の定めをした場合) 相違なければ、それぞれが図のようにしるしをつけてください。		裁判所で申立てされている場合 ※裁判後、親権者指定届を届出してください。協議ではできません。	
届出人署名 (※押印は任意)		夫 春原 貴之 印	妻 春原 渚 印

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について

☒ 取決めをしている。 ☐ まだ、決めていない。

子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項（例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など）の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

親子交流について

☒ 取決めをしている。 ☐ まだ、決めていない。

親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について

☐ 取決めをしている。

☒ まだ、決めていない。

未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。

養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

＊親権等については、「別紙」の下部に記載のサイトをご覧ください。